

東大和市子ども読書活動推進計画  
[平成 25 年度～平成 29 年度]



平成 25 年 (2013 年) 3 月  
東大和市教育委員会

# 目 次

第1章	策定にあたっての基本的な考え方	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	子ども読書活動推進の意義	1
4	国の動向	2
5	都の動向	2
6	計画の対象	2
7	計画の期間	3
第2章	読書活動の現状と課題	5
1	家庭・地域	5
2	学校	7
3	市立図書館	9
4	子どもの読書活動を支える人たち	12
第3章	子ども読書活動推進のための具体的な取組み	15
1	家庭・地域	15
2	学校	18
3	市立図書館	20
4	子どもの読書活動を支える人たち	22
5	計画の進行管理	23
第4章	取組み項目と目標年度	24
資料編		
資料1	子どもの読書活動の推進に関する法律	29
資料2	東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	32
資料3	東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会 委員名簿	34
資料4	東大和市子ども読書活動推進計画策定経過	35
資料5	「学校図書館の現状に関する調査」	36
資料6	「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査」	38
資料7	3歳児健診（保健センター）保護者へのアンケート結果	40
資料8	子ども読書活動推進計画関連年表	44

# 第1章 策定にあたっての基本的な考え方

## 1 計画の目的

東大和市では、これまで様々な機関や施設において、子ども読書活動への取組みを多様な形で行ってきています。今後は、これらを体系化し、東大和市全体での子ども読書活動へと、さらに有効なものに発展させていく必要があります。家庭、地域、学校、図書館等の関係機関が相互に連携して、社会全体で子どもの読書環境の整備を図っていくことが重要です。

## 2 計画の位置づけ

東大和市子ども読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」<sup>(資料1)</sup>第9条第2項の規定に基づき策定します。また、『第二次東大和市基本構想』<sup>※1</sup>、『第四次東大和市基本計画』<sup>※2</sup>及び『第二次東大和市生涯学習推進計画』<sup>※3</sup>を上位計画とし、『東大和市次世代育成支援計画』<sup>※4</sup>等との整合性を図りながら、子どもの読書活動を支援し、推進するための計画として位置づけます。

## 3 子ども読書活動推進の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条（基本理念）では、“子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。”とし、子ども読書活動推進の重要性を述べています。

東大和市では、子どもに関わる機関が連携し、子どもが読書に親しむ環境を充実させることを目指します。

そこで、これらの読書環境を整えるための前提として、子ども読書活動推進計画を速やかに策定し、実施していく必要があります。

## 4 国の動向

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の子どもの読書活動に関する計画を策定・公表する責務等を明らかにしました。

平成14年8月には『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』（第一次）を策定し、概ね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしました。平成17年7月には、「文字・活字文化振興法」<sup>※5</sup>が成立し、文部科学省は、子どもの読書推進のためには、学校図書館の充実が必要であるとの見地から『新学校図書館図書整備5か年計画』<sup>※6</sup>を策定し、平成19年度から平成23年度までに学校図書館図書標準の達成を目指すとして、5年間で約1,000億円を地方交付税交付金により財政措置しましたが、十分な水準に達しなかったため、平成24年度からも5か年計画で同額を地方交付税交付金により財政措置しました。

平成18年12月には、約60年ぶりに「教育基本法」、続けて「学校教育法」等が改正され、学習指導要領の改訂が行われました。さらに、「社会教育法」及び「図書館法」も改正されました<sup>※7</sup>。

平成20年3月には、第一次計画の取組みの成果と課題を踏まえて『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』（第二次）を策定しました。

## 5 都の動向

都は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき、平成15年3月に『東京都子ども読書活動推進計画』（第一次）を策定し、平成15年度から平成19年度までの5年間の計画を明らかにしました。

平成21年3月には、第一次計画の取組みの成果と課題を踏まえて平成21年度から平成25年度までの5年間の『第二次東京都子供読書活動推進計画』を策定しています。この計画で、都は5年間で未読者率の半減を目指し、各学校への組織的な取組みを徹底し、また、乳幼児のいる家庭への啓発・支援を進めるとしています。

## 6 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

## 7 計画の期間

この計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

### ※1 第二次東大和市基本構想

将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民と行政が一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつもの。期間は平成 14 年から平成 33 年までの 20 年間。

### ※2 第四次東大和市基本計画

基本構想を実現するための施策を明らかにするとともに、まちづくりを進めるうえでの総合的かつ体系的な計画であり、市政運営の基本的な指針となるもの。期間は平成 25 年度から平成 33 年度までの 9 年間。

### ※3 第二次東大和市生涯学習推進計画

東大和市が生涯学習を推進するための基本となる計画であり、生涯学習社会の形成に向けて取り組む基本的な指針となるもの。期間は平成19年度から平成28年度までの10年間。

### ※4 東大和市次世代育成支援計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的、具体的な次世代育成支援対策に取り組むもの。期間は、前期が平成17年度から平成21年度、後期は平成22年度から平成26年度までの5年間。

### ※5 文字・活字文化振興法

文字・活字文化の振興を総合的に推進するための国や自治体の基本的責務を定めた法律。

### ※6 新学校図書館図書整備 5 か年計画

公立の義務教育諸学校に対し平成19年度から平成23年度までの図書整備費を地方交付税で措置したもの。

平成 24 年度からの「新学校図書館図書整備 5 か年計画」では、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、各校に新聞一紙を配備し、学校図書館担当職員の配置に要する経費の措置を講じた。

※7 「教育基本法」の改正においては、家庭教育に関する規定を新設し、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有することと、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべき旨を規定した。また学校、家庭及び地域の連携協力に関する規定を新設し、それぞれが教育における役割と責任を自覚し、相互に連携協力するべき旨を規定した。それを受けて、「社会教育法」では、社会教育行政は学校、家庭、地域住民等の連携、協力の促進に努めることが明記され、「図書館法」では、家庭教育の向上への関与・貢献の視点が図書館奉仕に加えられた。

## 第2章 読書活動の現状と課題

東大和市では、市内の子どもの読書活動の現状、課題、図書館への要望等を把握するために、3歳児健診で保護者へのアンケート<sup>※1</sup>、および各施設・市民グループへの調査を実施しました。また、国や東京都による調査<sup>※2</sup>も参考に、現状を分析しました。

分析の結果、学年があがるにつれて図書館離れ、読書量の低下の傾向が見られます。さらに「読書をしている」と回答した児童・生徒の半数以上は、学校図書館や市立図書館をあまり利用していないという結果が出ています。

### 1 家庭・地域

#### (1) 家庭

3歳児健診で保護者84名へ行ったアンケート<sup>(資料7)</sup>によると、本の読み聞かせをしている家庭が90%ありましたが、その頻度は「週1回以下」から「毎日」までと家庭によって差があります。「忙しい」「子どもが聞かない」等の理由で読み聞かせをしていない家庭もあります。

家庭以外での読み聞かせは、幼稚園や保育園で受けているという回答が多く、市立図書館や地域でのおはなし会への参加には消極的な傾向があります。

子どもの本は購入するという家庭が多く、図書館で借りるという家庭は35%でした。図書館を月1回以上利用している家庭は32%と、図書館を日常的に利用している家庭は全体の3分の1です。そのため、図書館の利用を促すための広報活動や乳幼児向け資料の充実等が必要です。

また、厚生労働省が平成21年に実施した「第8回21世紀出生児縦断調査」<sup>※3</sup>によると、親が本を多く読んでいると子どもの読書量も増える傾向があり、親の影響を受けていることがうかがえます。

#### (2) 幼稚園・保育園

市内には、幼稚園(類似施設含む)が4園、認可保育園が15園あります。すべての園で、担任の先生が絵本の読み聞かせをほぼ毎日行っています。絵本を各クラスに置いている園が多く、その他に本のコーナーが設けられている園もあります。しかし、所蔵冊数や新しい本の受入については園によって差があり、各園での蔵書の充実が望まれます。

園日より等で本の紹介や、貸出を行っている園が半数以上ありますが、

職員にゆとりがなく、取組みたくてもできないという園もあります。幼稚園や保育園は、保護者へ直接働きかけができる機会が他の施設に比べて多いため、どのように取り組んでいくかは重要な課題となります。

年長組対象の中央図書館見学会に参加している園は多いですが、そのときだけの利用になってしまっている園も多く、図書館からの団体貸出や配送等、恒常的な利用ができるような工夫が必要です。

### (3) 児童館

市内には児童館が6館あり、市立図書館が併設されている館を除いては、児童書やコミック等が置かれている図書室が設置されています。

また、そのうち5館ではボランティアによる読み聞かせが行われています。

しかし、新規購入は雑誌が多く、市立図書館の除籍資料を活用している館もあり、団体貸出の利用等による蔵書の充実が課題です。

### (4) 学童保育所

市内には10か所の学童保育所があります。児童館と併設されている学童保育所では、児童館の図書室の利用や、読み聞かせへの参加もしています。

また学童指導員や子どもたちによる読み聞かせやボランティアによるおはなし会も行われています。

全ての学童保育所に本のコーナーがありますが、全体的にコミックの比率が高く、所蔵数の約半分を占めています。新規購入の本が少なく、蔵書の充実が課題です。

市立図書館や移動図書館のステーションに近い学童保育所では、直接市立図書館等へ行って本や紙芝居を借りていますが、遠いところでは難しいのが現状であり、団体貸出の本の配送等による蔵書の充実が課題です。

### (5) 保健センター

3～4か月健診時にブックスタート事業<sup>※4</sup>を行っています。図書館職員とボランティアが、絵本を手渡ししながら、絵本を通しての赤ちゃんと大人のふれあいや図書館の利用等について話しています。個別に行っているため、市民の生の声を聞く良い機会になっています。しかし、ボランティアの数が少ないため、その養成が課題です。

また、各種の健診等の事業の中で絵本や紙芝居の活用方法についても検討する必要があります。

## (6) 子ども家庭支援センター

交流スペースや赤ちゃんルーム等に本棚があり、保育士による読み聞かせや絵本の紹介が行われています。また、市内6か所で行われている「出張かるがもひろば」でもボランティアによる読み聞かせの時間があります。

保護者への働きかけに積極的に取り組んでいますが、今後も絵本や子育てに関する本の紹介等や、市立図書館と連携した本の展示等を充実していきます。

## (7) 公民館

市内には公民館が5館あり、そのうち図書室があるのは2館です。2館とも所蔵冊数の約半分が児童書であり、図書室の本を利用して読み聞かせを行っている自主グループがあります。

## (8) その他の施設

郷土博物館には情報サービス室があり、東大和市に関する歴史や狭山丘陵についての資料を閲覧できます(土・日曜日、祝日のみ)。またプラネタリウムを使った妊娠中の方への事業で絵本を取り上げており、絵本を知ってもらう良い機会となっています。

やまとあけぼの学園<sup>※5</sup>等では、施設の特性上、集団の子どもへの事業はありませんが、個々の園児に合わせて読み聞かせを行っています。

## 2 学校

### (1) 小中学校

#### ①学校での読書・動機付け

ほとんどの小中学校で、朝や昼休みに読書の時間を設け、また、多くの小学校では、保護者・ボランティアによる絵本の読み聞かせが行われています。それにより子どもたちが「自分で読む」、「読んでもらう」楽しさから本を身近に感じる機会となっています。さらに、特別支援学級では、学習活動の一環として、絵本の読み聞かせを行っている学級もあります。

#### ②読書指導

読書旬間等の行事の実施や、図書委員・教員による本の紹介等、様々な活動が行われています。また、ほとんどの学校で「学校図書館からのお知らせ」を発行し、読書の推進を図っています。

### ③調べ学習への取組み

小中学校の授業では調べ学習として各教科・領域において学校図書館を利用しています。特に国語や総合的な学習の時間の中で、よく利用しています。

### ④学校図書館

文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」（平成 22 年度調査）<sup>※2</sup>によると、市内で蔵書数が学校図書館図書標準を達成している学校の割合は小学校が 40%、中学校は全て未達成です。全国でこの標準を達成している割合は、小学校が 50.6%、中学校が 42.7%です。

また、学習指導要領<sup>※6</sup>では、授業において新聞を積極的に活用することが盛り込まれていますが、図書館に新聞を配置している学校は小学校が 30%、中学校はありません。全国で新聞を配置している公立学校は、小学校が 16.9%、中学校が 14.5%となっています。

資料の収集については、図書費としての予算の他に、各校で備品購入費等からも購入しています。その金額は学校や年度により差があります。

また、図書館の効率的な運営のために、平成 23 年度から学校図書館システムを導入しました。

### ⑤読書活動を支える人材

司書教諭<sup>※7</sup>は「学校図書館法」で 12 学級以上の学校は必置となっており、当市では法に基づいて発令されています。

また、司書または司書教諭の有資格者を、学校図書館指導員<sup>※8</sup>として平成 15 年度から順次配置し、平成 21 年度からは全校に配置しています。十分な授業と図書館事務を行うために、勤務時間の充実を求める声があります。

ボランティア活動としては、保護者が中心となって子どもたちに本等を読み聞かせするボランティアと、学校図書館で季節に合わせた装飾や本の修理、子どもたちへの読書案内等をするボランティアがあります。小学校ではほとんどの学校で両方またはどちらか、中学校は 1 校でボランティア活動が行われています<sup>※9</sup>。

### ⑥市立図書館との関わり

市立図書館が貸出資料の配送・回収を行っていることもあり、平成 23 年度実績として年間約 7,900 冊の団体貸出を受けています。授業内容等により、利用が集中することも多く、市立図書館の蔵書規模では足りない場

合もあります。一方で、学校や教員によって利用する頻度や量に差があり、特に中学校の利用は少ないため、利用の拡大が望まれます。

また、読書旬間等で、市立図書館に協力を依頼する学校もあります。内容はおはなし会・ブックトーク<sup>※10</sup>や移動図書館車による図書の貸出等、学校により異なります。

## (2) 高等学校

市内にある都立高校2校の学校図書館には司書が配置されており、市立図書館とのより一層の連携が課題となっています。

# 3 市立図書館

## (1) 読書環境の整備

市立図書館は、レクリエーション・学習・情報提供の場として、日常生活で欠かすことのできない施設の1つとなっています。

市立図書館の利用率(1年に1回以上市立図書館から本を借りた人)は、平成23年度で小学生が65.0%、中学生が45.6%、高校生が25.1%です。

市内には中央図書館と2つの地区館があります。また、市立図書館から遠い地域の5つのステーションに移動図書館「みずうみ号」が巡回しています。

市立図書館やステーションから離れた地域の子どもの利用は少ない傾向があります。全域サービスを充実させるため、他の施設との連携や移動図書館の更なる活用等が必要です。

### ①子ども読書活動の支援

子どもに本の楽しさを伝えるための活動をしている学校・文庫・学習グループ等の団体や個人に対し、団体貸出サービスや「読み聞かせ講習会」等を実施しています。

一方で団体等の活動の継続に対する支援が課題となっています。

### ②図書資料の充実

「東大和市立図書館図書収集及び除籍方針」に則り、資料を選定・収集しています。児童書については特に内容に配慮し、選書しています。現在収集の対象としていない資料(マンガ等)についても、収集を検討する必要があります。

### ③職員

児童サービスに携わる職員は、子どもに関する知識、児童書に関する知識、および子どもと本を結びつける技術の3点を持つことが重要です。職員がこれらの専門的な知識や技術を習得するためには、研修等を充実させるとともに、専門職の配置が望まれます。

### ④広報活動

子ども向けの利用案内を作成しています。また、学校等を通じて市立図書館の子ども向け行事の案内をしています。

図書の展示を行い、季節やテーマに合わせた図書等の紹介をしています。

市立図書館ではホームページを開設していますが、子ども向けのページを設けていないため、開設を検討する必要があります。

### ⑤おはなし会

子どもたちに絵本や物語の素晴らしさを伝える手段として、絵本の読み聞かせや、ストーリーテリング<sup>※11</sup>があります。

対象年齢に合わせ、おはなし会を実施しています。より多くの子どもに参加してもらえるよう、広報活動や魅力的なプログラム作りを心がけています。

また、地区館では3歳児以下の親子を対象とした、わらべうたのおはなし会を実施しています。今後、中央図書館での実施についても、検討する必要があります。

おはなし会の担い手としての職員およびボランティアの養成・増員が課題です。

### ⑥市立図書館見学会

市内の幼稚園、保育園の年長組を対象に中央図書館の見学会を実施しています。おはなし会、館内の見学等を楽しみ、市立図書館を知る機会になっています。

また、市内小学校3年生を対象とした市立図書館見学会として、おはなし会、利用方法等の説明、館内の見学、図書の貸出を行っています。

市立図書館利用の継続や、おはなし会への参加等に繋げるための工夫が必要です。

### ⑦ブックリスト

東大和文庫連絡会「子どもの本の学習会」では、対象年齢別のおすすめ

絵本リストを作成しています<sup>※12</sup>。絵本のリストは市立図書館やブックスタート事業等で配布しています。読み聞かせをする保護者からも要望の多い、小学生向けの絵本のリストも市立図書館と共同で作成予定です。

また、図書館員がおすすめる本のリストを、年に2回、市内の小中学校および高等学校に配布しています。

## (2) 対象別サービス

年齢や個人に合った絵本を選び、読む(読んであげる)ことは大切です。市立図書館では、様々な資料を揃え、子どもと本を繋ぐためのサービスをしています。

### ①乳幼児

市立図書館の乳幼児向けサービスは、乳幼児だけではなく、乳幼児を取り巻く大人に対するサービスでもあります。絵本選びの一助となるよう、赤ちゃん向け絵本のコーナーを設置しています。

保健センターでのブックスタート事業では、どのような絵本を選ぶかということや、絵本を通じた乳幼児とのコミュニケーション等について、赤ちゃんの反応を見ながら説明しています。ブックスタート以降のサービスが課題となっています。

### ②小学生

小学生は自分で本を選び、興味の幅を広げることができる年齢です。また、調べ学習等で市立図書館を利用することが多くなります。市立図書館では、小学校への団体貸出等、子どもたちが長い時間を過ごす学校へのサービスを通して、間接的にも子どもの読書支援をしています。

また「1日図書館員」「出前おはなし会」等により、市立図書館や本と関わり、本への興味を広げるきっかけを提供していますが、現状では対象が一部に限られているので、より広げることが必要です。

### ③ヤングアダルト(中高生)

児童書から一般書への移行時期である中学生・高校生のために、ヤングアダルトコーナーを設置しています。また、市内中学校の職場体験学習の生徒を受け入れています。

この世代は活動範囲が広がっていく一方で、市立図書館の利用が減少しているため、利用の機会を増やすための工夫が必要です。

#### ④障害のある子ども

視覚に障害のある子どもや、肢体不自由等の子どもを対象に、録音図書・点字図書の貸出や対面朗読サービスを行っています。録音図書等の点数が少ないことと、サービスの認知度の低さが課題です。

また、ボランティア作製による“布の絵本”を提供しています。資料の特性上、製作に時間・労力がかかるため、蔵書が少ないのが課題です。

#### ⑤外国語を母語とする子ども

外国語を母語とする子どもたちのために、英語や韓国語等で書かれた資料を収集しています。今後は、外国語で書かれた児童書の数をもっと充実させていくことが課題です。

## 4 子どもの読書活動を支える人たち

市内には様々な形で、子どもや保護者に読書の楽しさを伝えたいと活動している方々があります。

### (1) 文庫

家庭や地域の施設で、定期的に関所して本の貸出やおはなし会等季節に合わせた行事を行い、家庭的な雰囲気の中で、子どもに本の楽しさを伝えています。

現在、市内に5つの文庫があります。利用する子どもの変化に合わせて、受け入れる子どもの年齢や開室時間の工夫が見られますが、課題として、「参加する子どもが増えて広い場所がほしい」や「文庫に来る子どもが減っている」等があります。

### (2) 読み聞かせグループ

絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、わらべ歌等を行っています。ボランティア活動の場は、市立図書館、児童館、保育園、学校等、市内の様々な施設です。いくつかの小学校では、定期的に訪問して子どもたちとの密接な関係を作っている例もあります。

### (3) 学習グループ

子育ての一環として、あるいは自分の楽しみのために、子どもの本についてのグループ研究やストーリーテリング等の学習会、読書会等の活動を市立図書館や公民館で定期的に行っています。

東大和市では、1980年代から東大和文庫連絡会が、子どもと本を繋げる活動をしている市民グループを横断的にまとめる役割を果たしてきました。毎年、各グループの活動報告をまとめた『たんぽぽ』を発行しています。一方で学校や児童館等で実施されているボランティア活動の中には、他との繋がりが少ないグループもあります。

ボランティアと受入れを希望する各施設とのコーディネートをするところがないために、双方の希望が合わない場合もあります。また、グループによっては人材育成を課題として挙げている例も多く、ボランティア活動が継続的に発展するためには、ボランティア講座等による人材の養成が必要です。

※1 3歳児健診受診者の保護者へのアンケート

平成23年9月2日・9日実施。詳細は資料7参照。

※2 国や東京都による調査

・学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

学校図書館への司書教諭等の配置状況や図書の整備状況、読書活動の状況等を調査したもの。調査は隔年で行われている。今回は平成22年度調査を分析。詳細は資料5参照。

・児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動に関する調査（東京都）

東京都教育委員会では、隔年で公立学校や図書館における読書活動推進状況、公立学校の児童・生徒の読書状況調査を行っている。今回は平成21年度調査を分析。詳細は資料6参照。

※3 第8回21世紀出生児縦断調査

同一客体を長年にわたって追跡する縦断調査として、平成13年度から実施を始めた統計調査であり、21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎調査を得ることを目的としている。

※4 ブックスタート事業

図書館員やボランティアが赤ちゃん向けの絵本2冊と親向けのイラストアドバイス集等がセットされた「ブックスタートパック」を、説明とともに手渡す。

※5 やまとあけぼの学園

心身に障害のある就学前の児童に対し、自立を助長するために必要な指導及び訓練等、早期療育を行い、児童の福祉の増進を図る施設。

※6 学習指導要領

学習指導要領は、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。文部科学省が定める。

**新学習指導要領の全面実施**

小学校：平成 23 年 4 月から

中学校：平成 24 年 4 月から

高等学校：平成 25 年度入学生から（数学及び理科は平成 24 年度入学生から）

幼稚園の教育要領：平成 21 年度から

特別支援学校の学習指導要領等：幼稚園、小・中・高等学校に準じる

※7 司書教諭

教諭の免許状を有する者で、司書教諭の講習を修了した者（学校図書館法第 5 条第 2 項）を指す。

※8 学校図書館指導員

資料の整理、児童生徒への図書館サービス全般を担当。

※9 市立小学校・中学校におけるボランティア活動

平成 23 年度東大和市の調査結果より。

※10 ブックトーク

特定のテーマに関する数冊の本を、一つの流れができるように順序よく紹介するもの。

※11 ストーリーテリング

語り手が物語を覚えて、聞き手に語ること。

※12 東大和文庫連絡会「子どもの本の学習会」作成の絵本リスト

『あかちゃんとおはなし（絵本のリスト）』『えほんはともだち（2～3歳むけのブックリスト）』『えほんはたのしい（4～6歳むけのブックリスト）』の3種類が作成されている。

## 第3章 子ども読書活動推進のための具体的な取組み

### 1 家庭・地域

#### (1) 家庭

##### ①家庭の役割

家庭は、子どもにとって一番落ち着く安らぎの場であり、人生の基礎を形成する重要なものです。

保護者が子どもの成長の段階や性格を把握し、それぞれの子どもに合わせて読み聞かせを行う等して、小さな頃から読書が生活の中に継続して位置づけられていると、より多く本と出会う時間を作ることができます。

また、家庭の中で大人が本を読む姿を子どもたちに見せることは、子どもの本への興味を高め、読書への良いきっかけとなります。

##### ②乳幼児期の子どもへの働きかけ

乳幼児のことばの習得には、絵本やわらべうた等による保護者の働きかけが効果的です。絵本等を読み聞かせて、親子一緒に読書を楽しむ取組みが望まれます。

##### ③家庭での読み聞かせ

幼い子どもにとって、身近な家族に本を読んでもらうことは、本の楽しさを知り読書の習慣を身につけていく上で効果的です。また読書の時間を設けることで、親子のスキンシップをはかり、絵本等を仲立ちとした楽しい時間を共有することができます。

##### ④市立図書館等の利用

家庭で、市立図書館・文庫等を利用するとともに、おはなし会への参加を子どもたちに働きかける取組みが望まれます。

身近な家庭の中に常に様々な本が用意されていることが理想ですが、市立図書館を家族で利用することで、家庭での読書環境を整えることが可能になります。また、子ども自身が本を借りることで主体的な読書習慣が身についていきます。

## (2) 幼稚園・保育園

### ①読み聞かせ等の継続・充実

日々の活動の一環として、また行事に合わせて、絵本や紙芝居の読み聞かせを継続して行い、絵本等と親しむ機会を増やします。

### ②読書環境の整備

各園で計画的に絵本や紙芝居等の充実を図り、子ども・保護者・先生が気軽に手に取ることのできる環境を整備します。

また、古い本の修繕・整理を行います。

図書コーナーが未設置の園では、図書コーナーの新設等子どもが本に接しやすい環境づくりが望まれます。

### ③関係機関との協力・連携

市立図書館の団体貸出を積極的に利用します。

年長組の市立図書館見学会参加や園外保育での市立図書館訪問を継続して行い、市立図書館に親しむ機会を積極的に作ります。

ボランティアの活用等で、おはなし会の実施を検討します。

### ④保護者との連携・働きかけ

読み聞かせで使った絵本等の情報を、おたより等で保護者に提供することを心がけます。

本の貸出を行っていない園では、貸出を検討します。

保護者が参加する行事や、園庭開放時等に来園した親子への働きかけとして、読み聞かせ・ストーリーテリング等を行い、親と子が一緒に楽しむ時間を作ります。

## (3) 児童館

### ①読書環境の整備

図書室がある児童館では、蔵書を充実させます。購入するだけでなく、市立図書館からの団体貸出や除籍資料を活用することで、幅広い分野の本を揃えます。

### ②読書事業

利用者の年齢に合わせ、職員やボランティアによる読み聞かせ等を行います。

### ③関係機関との連携

子育て支援事業の一環として、市立図書館と連携し、絵本の紹介や読み聞かせについて取り上げていきます。

## (4) 学童保育所

### ①読書環境の整備

子どもたちに合わせて、蔵書を充実させます。購入するだけでなく、市立図書館からの団体貸出や除籍資料を活用することで、幅広い分野の本を揃えます。

### ②読書事業

家庭での読書の習慣づけが難しい子どもたちのために、日々の保育の中で、読書を取り入れることを心がけます。また、学童指導員やボランティアによるおはなし会を行います。

児童館と併設の学童保育所では、児童館で行われるおはなし会へ積極的に参加します。

### ③関係機関との連携

市立図書館と連携し、新刊書やおすすめの本等の情報収集を行います。

## (5) 保健センター

### ①活動の継続

3～4か月健診時のブックスタート事業を引き続き行います。市立図書館と連携して事業に関わるボランティアの養成を図ります。

### ②関係機関との連携

両親学級や育児学級、3歳児健診等で市立図書館の職員による読み聞かせや市立図書館の紹介等を行い、保護者に読書への関心を高めてもらえるよう働きかけていきます。

また、市立図書館との連携を深め、テーマ展示等を行うことを検討します。

## (6) 子ども家庭支援センター

### ①活動の継続・充実

交流スペースや赤ちゃんルーム等、各スペースの蔵書を充実させ、利用者に合わせた読み聞かせ等を行います。また、かるがもまつり等の行事や

「出張かるがもひろば」でも、引き続き読み聞かせを取り入れていきます。

## ②関係機関との連携

市立図書館と連携し、テーマに沿った本の展示等を行います。

## (7) 公民館

### ①読書環境の整備

図書室がある地区館では、市立図書館への寄贈資料や除籍資料の利用等で資料を充実します。

### ②関係機関との連携

市立図書館や子育て関係のグループと連携を図り、講座等で子どもと読書についての内容を取り入れていくよう努めます。

## (8) その他の施設

### ①郷土博物館

プラネタリウムを使った妊娠中の方への事業の中で、絵本の紹介や読み聞かせ等を継続して行います。

子ども向け事業で本等を使用する際に、市立図書館からの団体貸出を利用します。

### ②やまとあけぼの学園等

個々の子どもの個性や成長の度合いに合わせた絵本の読み聞かせ等を継続して行います。

## 2 学校

### (1) 小中学校

#### ①読書習慣の定着

読書の時間等の読書活動に取組み、読書習慣の定着を図ります。

本を読んだ実感をもち、さらなる読書へと繋がるよう、読書記録を作成する等、各学校で工夫していきます。

また、児童・生徒にとって身近な学級文庫の充実を図るため、市立図書館からの団体貸出を利用します。

保護者や地域のボランティアの協力により、おはなし会・読み聞かせ等を実施し、本に親しむ機会を充実します。

## ②読書指導の充実

読書旬間等の行事の実施や、司書教諭・学校図書館指導員・図書委員による本の紹介等の活動を継続して行います。

また、学校図書館からのお知らせにより、家庭、児童・生徒に対する読書指導を推進します。

## ③調べ学習

学校図書館等の資料を活用した調べ学習を促進します。また、学習指導要領に基づき、新聞の受入を検討します。

## ④学校図書館

### a. 学校図書館へ来てもらうために

児童・生徒が興味・関心をもつ図書や、各教科等の学習を進める上で必要な図書等を中心に、蔵書の充実を図ります。

ボランティアの協力を得てディスプレイを工夫するほか、図書展示を行い、児童・生徒が図書館に興味をもつ環境を作ります。

### b. 利用しやすい学校図書館

児童・生徒にとって親しみやすく学習に役立つ場所であるように、図書配置の工夫を行う等、学校ごとの事情に合わせた読書環境を整備します。

学校図書館システムを活用し、貸出・返却・予約等の図書館業務の効率化を図ります。

## ⑤他機関等との連携

市立図書館からの団体貸出を利用します。

また、各校の事情に合わせ、出前おはなし会・ブックトーク等の協力を市立図書館に依頼します。

市内の小学校3年生を対象とした市立図書館見学会への参加を継続して行います。また、中学校の職場体験で体験先に市立図書館を選択します。その他の児童・生徒についても、市立図書館見学とガイダンスを利用します。

小学校図書部会、文庫連絡会、市立図書館の交流会の場に、司書教諭・学校図書館指導員が積極的に参加します。また教員も市立図書館でガイダンスを受け、団体貸出等を利用します。

各機関が連携し、ネットワーク化等を含め学校図書館を支援する体制づ

くりを目指します。

#### ⑥読書活動を支える人材

##### a. 司書教諭・学校図書館指導員

司書教諭と学校図書館指導員の連携により学校図書館の効率的な運営および読書推進を図ります。

また、知識や経験の向上を図るため、研修や情報交換の場を設けます。

授業時間の実態に合わせて学校図書館指導員の勤務時間の見直しを検討します。

##### b. ボランティア

保護者や地域のボランティアの協力により、おはなし会や絵本の読み聞かせを継続して行います。

また、学校図書館の整理・ディスプレイ・本の修理等を行うボランティアを受入れます。

#### (2) 高等学校

市立図書館からの団体貸出の利用やおすすめ本リストの配布等で、連携を図ります。

### 3 市立図書館

#### (1) 読書環境の整備

市内3館および移動図書館のネットワークを活用するとともに、関係機関との連携も強化し、子どもたちがより身近で本に親しめる環境を構築します。

##### ①子ども読書活動の支援

学校等への団体貸出サービスや講習会等を通じ、子どもに本の楽しさを伝えるための活動に対する支援を継続していきます。

市民やグループの活動について、市立図書館が中心となって、全体像の把握を行い、受入れ側とのコーディネート等に努めます。

##### ②図書資料の充実

子どもたちがより良い本と出会えるよう、「東大和市立図書館図書収集及び除籍方針」に則り、資料の収集にあたっては充分留意していきます。また、現在収集対象としていない資料についても検討します。

### ③職員

子どもと本を結びつけるための要となる職員は、専門的な知識や経験を積み重ねていきます。また市民サービスの向上のために、専門職の適切な配置に努めます。

### ④広報活動

子どもたちの自発的な利用の促進に繋がる子ども向け利用案内および行事案内の配布を継続して行います。

また、季節やテーマに合わせた図書の展示を継続し、読書をより身近に感じられる工夫をします。

子どもたちに市立図書館での事業や資料の情報を提供できるよう、ホームページ内に子ども向けページの開設を検討します。

### ⑤おはなし会

ボランティアと協力しながら、対象年齢に合わせたおはなし会の実施を継続して行います。

わらべうたのおはなし会については、現在地区館のみで実施していますが、中央図書館での実施も検討します。また、職員およびボランティアの育成を図ります。

### ⑥市立図書館見学会

市内の幼稚園・保育園の年長組および市内小学校3年生の中央図書館見学会を継続して行います。また、学校からの依頼により、他学年対象の市立図書館見学会やガイダンスを実施します。

中央図書館から遠距離の園・学校には、地区館での見学会等の実施も検討します。

### ⑦ブックリスト

東大和文庫連絡会が作成したブックリストの配布を継続して行います。また、小学生向けの絵本のリストを東大和文庫連絡会と協力して新たに作成します。

図書館員がおすすめる本のリストの作成・配布を継続して行います。

## (2) 対象別サービス

### ①乳幼児

多くの本と出会えるように、乳幼児向けの絵本を充実させます。

ブックスタート事業では、絵本と赤ちゃんの関わり等について保護者に説明し、市立図書館の利用を促していきます。

児童館や子ども家庭支援センター、保健センター等の関連施設との連携を深め、ブックスタート以降の子どもの成長や興味に合わせた絵本の紹介等を行う事業を検討します。

## ②小学生

興味の幅が広がってくる小学生の本選びや、調べ学習に対応できるよう蔵書を充実させます。また、来館した子どもたちへの積極的なフロアワーク<sup>※1</sup>を行います。

多くの子どもたちが関心をもち、気軽に参加してもらえる行事を企画・実施し、市立図書館の利用へと繋げていきます。

## ③ヤングアダルト（中高生）

中学生・高校生の興味に応えられる、更に魅力的なコーナーを作ります。また、学校からの要望に合わせ、職場体験学習の受入を継続して行います。

市立図書館とヤングアダルト世代とを繋ぐために、利用者と一緒に作るチラシの発行等、有効的な手段を検討します。

## ④障害のある子ども

録音図書や点字図書の貸出、対面朗読サービスを引き続き行い、積極的な広報活動に努めます。そのためにも録音図書等の点数増加を目指します。

また、“布の絵本”を作製するボランティアとの連携を深め、充実させます。

## ⑤外国語を母語とする子ども

様々な外国語で書かれた資料を充実します。

# 4 子どもの読書活動を支える人たち

子どもの読書に関わる人たちの活動がさらに広がり深まるよう、市は様々な支援を行います。

また、継続的な活動のための人材育成が課題となっているボランティアグループは、市立図書館の研修等の機会を活用して人材育成を図ります。

## (1) 文庫

### ①活動の継続・充実

地域文庫と家庭文庫は、子どもたちの生活圏により密着した形で読書の楽しさを伝えられる場として、今後も重要です。家庭的な雰囲気の中で、読書活動の継続と充実を図っていきます。

### ②読書環境の整備

資料を充実するため、市立図書館からの団体貸出の積極的な利用や、除籍資料の活用を図っていきます。

### ③地域等への働きかけ

文庫の活動を知ってもらうため、市立図書館等での展示や活動紹介を行います。また、継続的な活動のために、文庫を利用する子どもの保護者や地域の協力を求めています。

## (2) 読み聞かせグループ

市立図書館や学校、その他の施設で、絵本の読み聞かせやストーリーテリングを継続して行います。

## (3) 学習グループ

絵本の読み聞かせやストーリーテリングの研修を行い、市立図書館や学校等でボランティアとして活動ができるようにしていきます。

また、子どもの本についての研究を行い、子どもの本への理解を深めていきます。

## 5 計画の進行管理

計画を推進するために関係部署が連携して、それぞれの取組みについて、計画の進捗状況を定期的に調査・把握し、見直し・調整を行います。

また、第二次計画の策定作業を進めます。

### ※1 フロアワーク

図書館職員がカウンター以外でも行う利用案内や読書案内などのサービス。利用者の潜在的要求に応えるもの。

## 第4章 取組み項目と目標年度

検討：未着手の施策  
 実施：検討の結果、着手する施策  
 充実：実施中の施策の向上を図る施策  
 継続：実施中の施策の水準を維持する施策

### 1 家庭・地域

#### (1) 家庭

施策項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
・家庭における読書習慣の推進（読み聞かせ等）	充実					関係各課
・図書館・文庫等の利用の推進						

#### (2) 幼稚園・保育園

施策項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
①読み聞かせ等の継続・充実	継続・充実					保育課 中央図書館
②読書環境の整備	充実					
・絵本や紙芝居等の蔵書の充実						
・図書コーナーの新設等	検討					
③関係機関との協力・連携	継続					
・市立図書館の団体貸出の利用						
・市立図書館見学会参加や図書館訪問						
・ボランティアによるおはなし会の実施	検討					
④保護者との連携・働きかけ	継続					
・絵本等の情報の保護者への提供						
・本の貸出						
・行事等での読み聞かせ						

#### (3) 児童館

施策項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
①読書環境の整備	充実					青少年課 中央図書館
②読書事業						
③関係機関との連携						

#### (4) 学童保育所

施策項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
①読書環境の整備	充実					青少年課 中央図書館
②読書事業						
③関係機関との連携						

(5) 保健センター

施 策 項 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
①活動の継続						健康課 中央図書館
・ブックスタート事業	継続・充実					
②関係機関との連携	検討；実施；継続					

(6) 子ども家庭支援センター

施 策 項 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
①活動の継続・充実						子育て支援課 中央図書館
・読み聞かせ等	継続・充実					
②関係機関との連携	検討；実施；継続					

(7) 公民館

施 策 項 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
①読書環境の整備	継続・充実					中央公民館 中央図書館
②関係機関との連携	検討；実施；継続					

(8) その他の施設

施 策 項 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
①郷土博物館						社会教育課 (郷土博物館) 中央図書館
・プラネタリウムを使った妊娠中の方への事業	継続					
・市立図書館の団体貸出の利用						
②やまとあけぼの学園等						保育課等
・絵本の読み聞かせ等	継続					

## 2 学校

(1) 小中学校

施 策 項 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
①読書習慣の定着	継続					指導室 学校教育課 中央図書館
②読書指導の充実	充実					
③調べ学習						
・学校図書館等の資料を活用した調べ学習の促進	充実					
・学習指導要領に基づく新聞受入	検討；実施；継続					
④学校図書館						
a. 学校図書館へ来てもらうために						
・蔵書の充実	充実					
・ディスプレイの工夫・図書展示						
b. 利用しやすい学校図書館						
・施設の整備	充実					
・学校図書館システムの効率的な運用	継続					

施策項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
⑤他機関等との連携						
・市立図書館（団体貸出・出前おはなし会・市立図書館見学会・中学校の職場体験・ガイダンス等）	継続・充実					指導室 学校教育課 中央図書館
・小学校図書部会、文庫連絡会、市立図書館の交流会						
・教員等への市立図書館ガイダンス	検討				実施	
・各機関とのネットワーク化						
・学校図書館の支援体制づくり	検討	実施	実施	実施	充実	
⑥読書活動を支える人材						
a. 司書教諭・学校図書館指導員						
・司書教諭と学校図書館指導員の連携	充実					
・研修・情報交換						
・学校図書館指導員の勤務時間の見直し	検討				実施	
b. ボランティア						
・保護者や地域のボランティアの活用	充実					

## （２）高等学校

施策項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
・市立図書館との連携	充実					中央図書館

## 3 市立図書館

### （１）読書環境の整備

施策項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
①子ども読書活動の支援						
継続						
②図書資料の充実						
・資料の収集	充実					中央図書館
・収集対象外の資料収集の検討	検討	実施	実施	実施	継続	
③職員						
・専門知識・経験の習得	充実					
④広報活動						
・利用案内等の配布・図書展示	継続					
・ホームページ内に子ども向けページを開設	検討	実施	実施	実施	継続	
⑤おはなし会						
・おはなし会の実施	継続・充実					
・職員及びボランティアの育成	検討	実施	実施	実施	充実	
⑥市立図書館見学会						
・中央図書館見学会	継続					
・地区館での図書館見学会	検討	実施	実施	実施	充実	

施策項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
⑦ブックリスト						中央図書館
・ブックリストの作成協力・配布					継続	
・小学生向け絵本のリストの共同作成・配布	検討	実施			継続	
・おすすめ本リストの作成・配布					継続	

## (2) 対象別サービス

施策項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
①乳幼児						
・乳幼児向け絵本の充実					充実	中央図書館
・ブックスタート以降の事業			検討	実施	充実	関係各課
②小学生						中央図書館
・蔵書の充実					充実	
・行事の企画・実施						
③ヤングアダルト（中高生）						
・魅力的なコーナー作り					充実	
・職場体験学習の受け入れ					継続	
・利用者参加型事業			検討	実施	継続	
④障害のある子ども						中央図書館
・資料の貸出等					充実	
・資料の充実						
⑤外国語を母語とする子ども						中央図書館
・資料の充実					充実	

## 4 子どもの読書活動を支える人たち

### (1) 文庫

施策項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
①活動の継続・充実					継続・充実	中央図書館
②読書環境の整備					充実	
③地域等への働きかけ					継続	

### (2) 読み聞かせグループ

施策項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
・活動の継続					継続	関係各課

### (3) 学習グループ

施策項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
・活動の継続					継続	関係各課
・人材育成					継続・充実	

## 5 計画の進行管理

施 策 項 目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	所管課
・ 計画の進行管理		「 実施 」		「 継続 」		中央図書館 関係各課
・ 第二次計画策定作業				「 検討 」	「 実施 」	

## 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成 23 年 6 月 9 日制定

## (設置)

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）の規定に基づき、東大和市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動に関する調査、研究及び審議
- (2) 計画の策定
- (3) その他必要な事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる者をもって充てる。

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (招集等)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて策定事項に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、東大和市立中央図書館において処理する。

## (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月9日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条第2号の計画の策定の日をもって、その効力を失う。

## 別表（第3条、第4条関係）

役 職	所 属
委員長	社会教育部長
副委員長	社会教育部中央図書館長
委 員	子ども生活部子育て支援課長
委 員	子ども生活部副参事（狭山保育園長）
委 員	子ども生活部青少年課長
委 員	福祉部健康課長
委 員	学校教育部学校教育課長
委 員	指導室統括指導主事
委 員	社会教育部社会教育課長
委 員	社会教育部中央公民館長

## 東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
委員長	小俣 学	社会教育部長	
副委員長	野口 弘	社会教育部中央図書館長	
委 員	高杉 春行	子ども生活部子育て支援課長	
委 員	桜井 輝幸	子ども生活部副参事 (狭山保育園長)	平成 24 年 3 月 31 日まで
	志村 明子		平成 24 年 4 月 1 日から
委 員	福島 啓二	子ども生活部青少年課長	
委 員	高橋 優子	福祉部健康課長	
委 員	田代 雄己	学校教育部学校教育課長	
委 員	岡田 博史	指導室統括指導主事	
委 員	佐伯 芳幸	社会教育部社会教育課長	平成 24 年 3 月 31 日まで
	村上 敏彰		平成 24 年 4 月 1 日から
委 員	乙幡 正喜	社会教育部中央公民館長	

◎事務局 社会教育部中央図書館

## 東大和市子ども読書活動推進計画策定経過

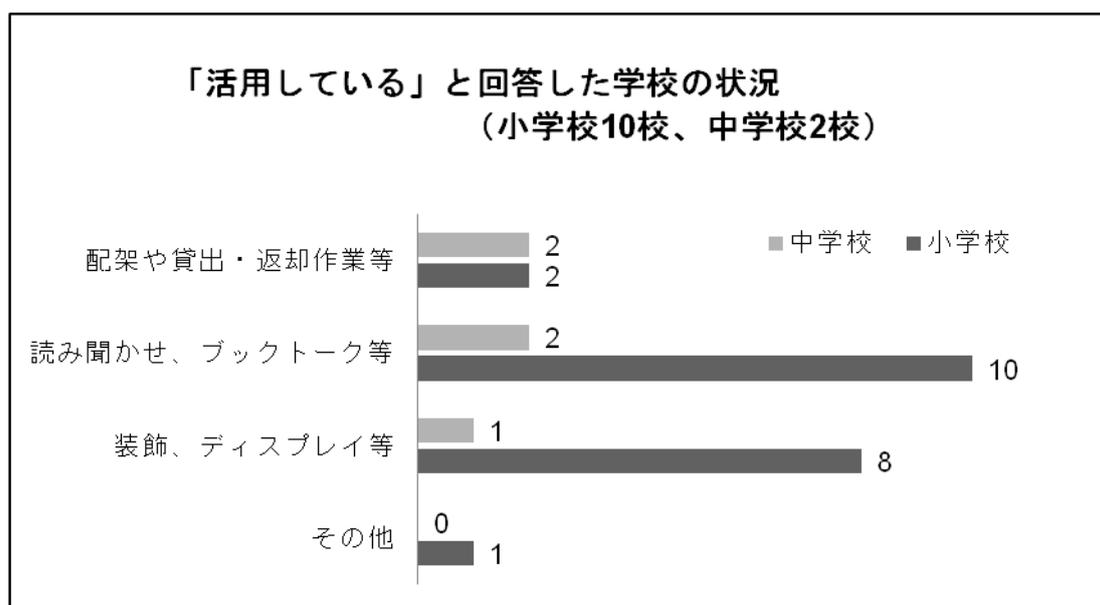
実施時期	会議等の名称・主な内容
平成 23 年 8 月 5 日	研修「子ども読書活動推進計画」の今日的意義 (講師 坂部豪氏)
平成 23 年 8 月 5 日 ～ 9 月 3 日	子どもの読書に関する実態把握アンケート調査
平成 23 年 8 月 24 日	第 1 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 経過、今後の日程、計画の骨子
平成 23 年 10 月 6 日	第 2 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 構成(案)の検討、実態把握アンケートの調査結果
平成 23 年 11 月 17 日	第 3 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 実態把握アンケートの分析、各課の現状と課題
平成 24 年 2 月 2 日	第 4 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 第 1、2 章の文案検討、図書館と関係課との調整結果
平成 24 年 7 月 19 日	第 5 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 第 1、2、3 章の文案検討、年次目標について(第 4 章) 今後のスケジュール
平成 24 年 10 月 4 日	第 6 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 第 1、2、3、4 章の文案検討、資料編について
平成 24 年 11 月 15 日	第 7 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 第 1、2、3、4 章の文案検討、資料編について
平成 24 年 11 月 22 日	平成 24 年度第 2 回図書館協議会 東大和市子ども読書活動推進計画(案)について
平成 24 年 12 月 1 日 ～ 12 月 25 日	市民意見募集
平成 25 年 1 月 24 日	第 8 回 子ども読書活動推進計画 策定委員会 市民意見に対する市の考え方について

## 「学校図書館の現状に関する調査」 文部科学省 平成 22 年度調査

## 1. 学校での読書活動の実施状況（市内小中学校）

	全校一 斉読書 を実施	具体的取り組み（複数回答可）						PR活動 （図書館だ よりなど）
		読み聞 かせ	ブック トーク	推薦図 書コー ナーを 設置	読書量 の目標 を設定	家庭に おける 読書活 動への 支援	その他	
小学校	10	10	10	8	8	5	5	10
中学校	5	4	1	5	0	0	1	5

## 2. ボランティアの活用状況



## 3. 市内小・中学校図書館蔵書数

学校名	平成 21 年度末 蔵書数(冊)	図書標準の定める冊 数 (冊)	図書標準の達成状況 (%)
一小	9,945	9,960	99.9
二小	7,691	10,360	74.2
三小	10,499	6,520	161.0
四小	7,645	9,560	80.0
五小	8,124	10,960	74.1
六小	9,237	8,360	110.5
七小	10,628	7,960	133.5
八小	6,256	10,760	58.1
九小	9,577	7,000	136.8
十小	7,829	7,960	98.4
一中	8,202	12,160	67.5
二中	7,910	9,600	82.4
三中	8,043	11,680	68.9
四中	10,341	12,160	85.0
五中	7,934	8,480	93.6

## 「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査」

東京都 平成 21 年度調査

市内小中学校のうち、各 2 校の抽出調査

## 1. 各教科における学校図書館の利用

	国語	社会	算数 (数学)	理科	生活	外国語	音楽	図工 (美術)	家庭 (技術)	体育 (保健)	道徳	特別活動	総合
小学校	10	7	0	6	5		0	1	2	0	0	0	10
中学校	3	1	0	1		1	0	0	0	0	0	1	5

2. 市内小中学生の読書量<sup>※1</sup>

	平均読書量 (冊)	読んだ (人)	読まない (人)	合計 (人)	不読率 <sup>※2</sup> (%)	<sup>※3</sup> 全国不読率 (%)
小学 1 年生	12.60	46	9	55	16.4	
小学 2 年生	6.10	52	1	53	1.9	
小学 3 年生	9.90	62	1	63	1.6	
小学 4 年生	8.70	54	2	56	3.6	3.0
小学 5 年生	7.30	44	16	60	26.7	6.2
小学 6 年生	4.70	51	12	63	19.0	9.35
合計	8.22	309	41	350	11.7	
中学 1 年生	4.10	53	3	56	5.4	9.15
中学 2 年生	4.20	37	7	44	15.9	12.25
中学 3 年生	2.60	37	5	42	11.9	16.3
合計	3.63	127	15	142	10.6	

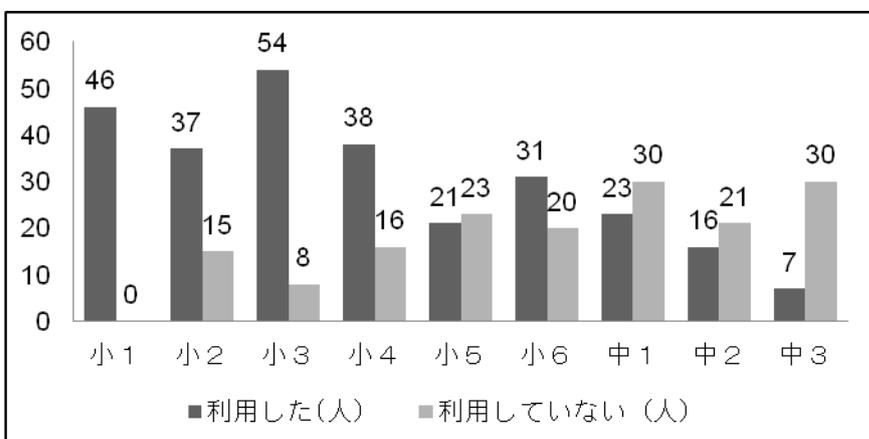
※1 読書量 調査月 1 ヶ月で 1 人が読んだ冊数

※2 不読率 調査月 1 ヶ月で 1 冊も本を読まなかった比率

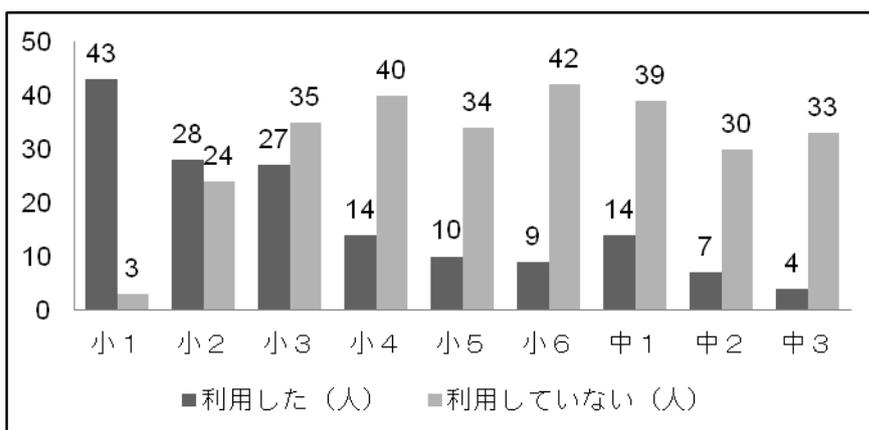
※3 全国不読率 全国学校図書館協議会「学校読書調査報告」より（平成 22 年度実施）

## 3. 読書量調査で「読んだ」と答えた小中学生の図書館利用状況

## ①学校図書館



## ②市立図書館



読まなかった児童・生徒でも、「本が好き」「どちらかといえば好き」が少なからずあり、読まなかった理由は、「時間がない」よりも「読みたい本がない」「学校などにどんな本があるか知らない」が多くなっています。

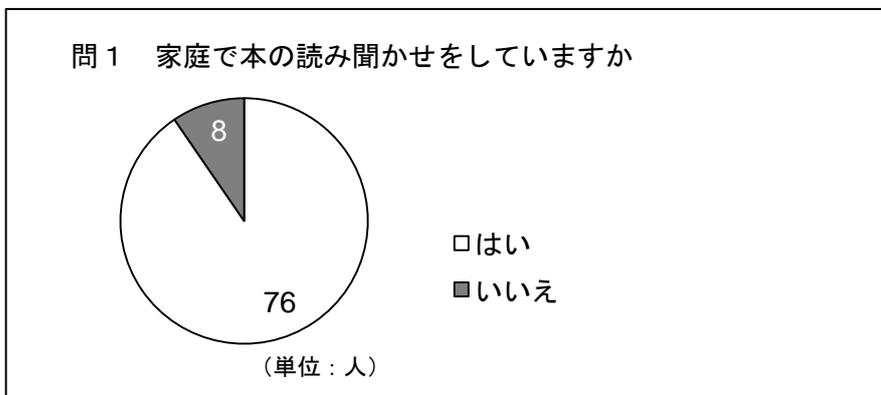
3歳児健診（保健センター） 保護者へのアンケート結果

調査実施年月日 : 平成23年9月2日・9日

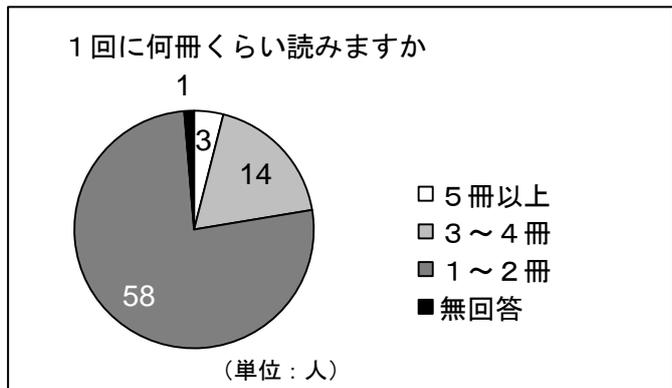
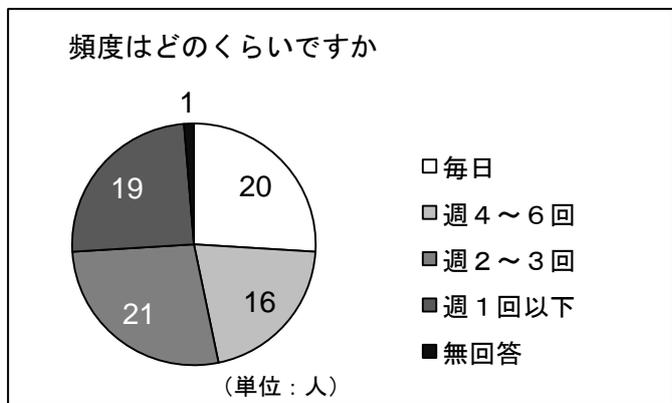
回答者内訳 :

性別	人数
女	81名
男	2名
無回答	1名

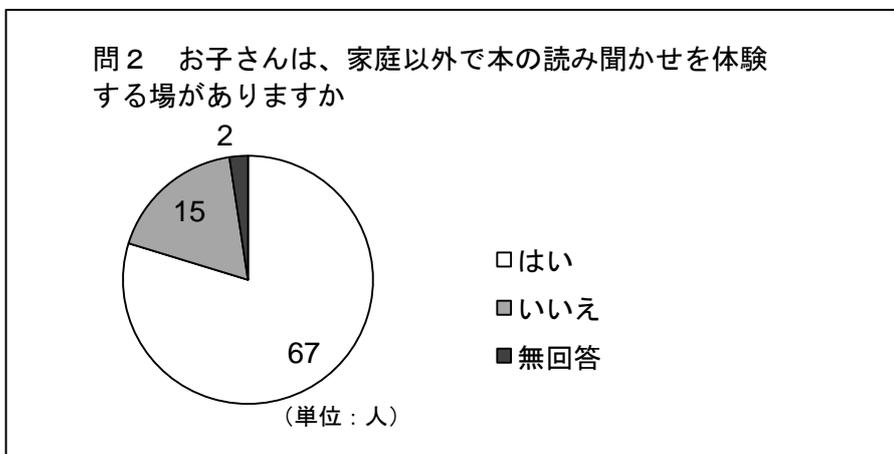
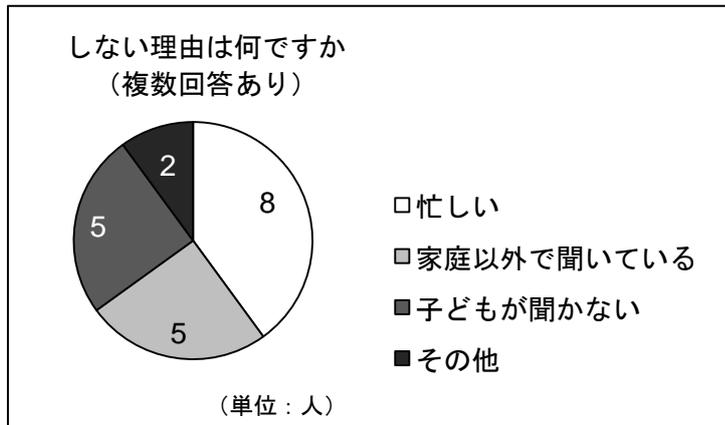
年代	人数
20代	16名
30代	59名
40代	9名
計	84名



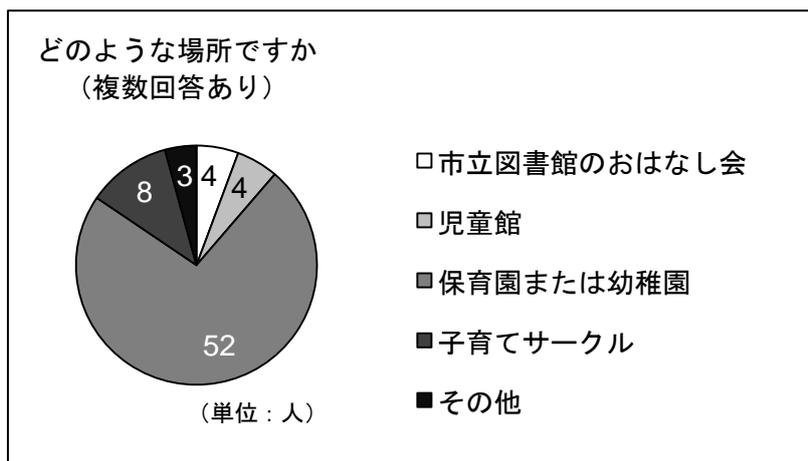
問1 「はい」の回答者



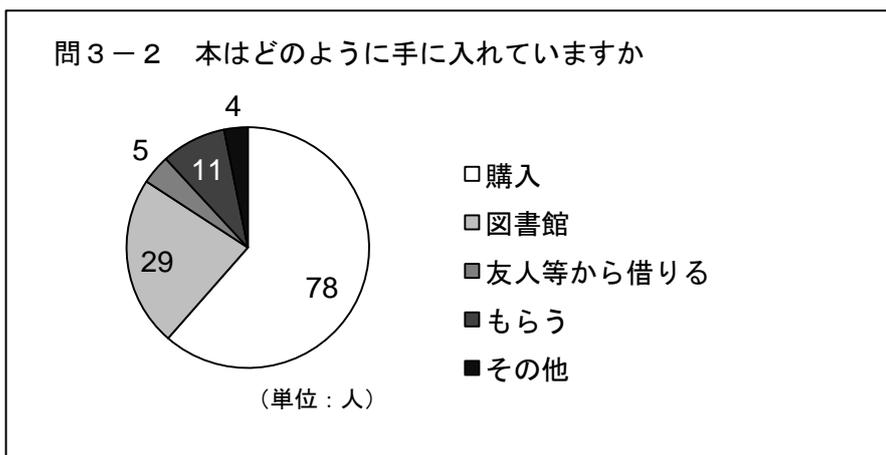
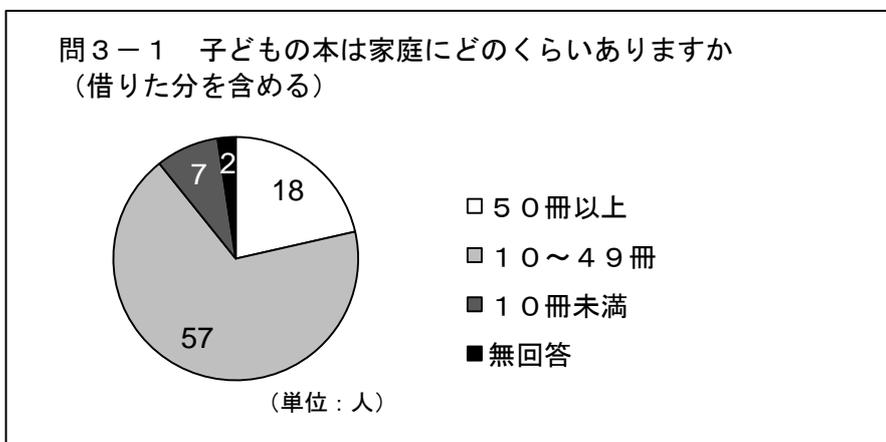
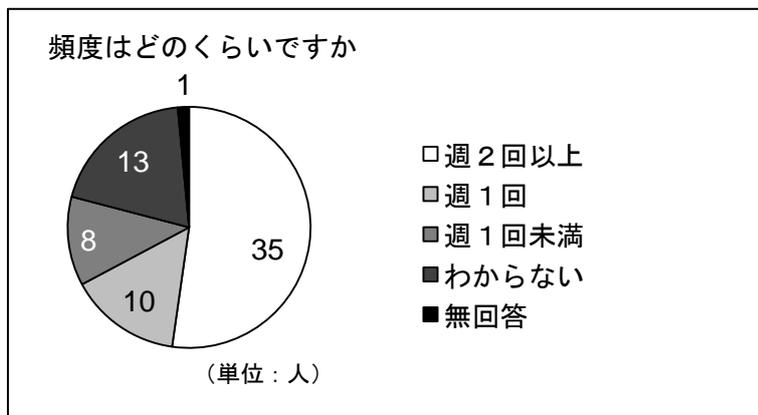
問1 「いいえ」の回答者

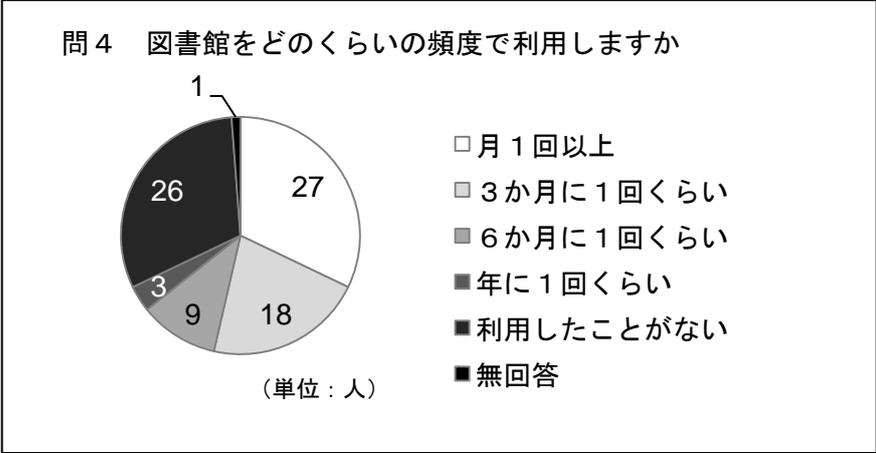


問2 「はい」の回答者



問2 「はい」の回答者





## 子ども読書活動推進計画関連年表

	国の動き	都の動き	市の動き
平成 12 年	子ども読書年		
平成 12 年 5 月	国際子ども図書館 開館		
平成 13 年 12 月	子どもの読書活動の推進に関する法律 施行 子ども読書の日 (4/23) 制定		
平成 14 年			第二次東大和市基本構想策定 ブックスタート事業開始
平成 14 年 7 月			
平成 14 年 8 月	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (第一次) 策定		
平成 15 年 3 月		東京都子ども読書活動推進計画 (第一次) 策定	学校図書館指導員の配置開始 (研究期間)
平成 17 年			東大和市次世代育成支援計画 (前期) 策定
平成 17 年 7 月	文字・活字文化振興法 成立		
平成 18 年 4 月			学校図書館指導員の配置開始 (本格実施)
平成 18 年 12 月	教育基本法 改正		
平成 19 年 1 月			清原図書館 開館 第二次東大和市生涯学習推進計画策定
平成 20 年 3 月	新学校図書館図書整備 5 か年計画 策定 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (第二次) 策定		
平成 20 年 6 月	学校教育法 改正 社会教育法 改正 図書館法 改正		
平成 21 年 3 月		第二次東京都子供読書活動推進計画 策定	
平成 21 年			学校図書館指導員が全校に配置 東大和市次世代育成支援計画 (後期) 策定
平成 22 年	国民読書年		
平成 23 年 9 月	国民の読書推進に関する協力者会議 報告書提出		
平成 24 年	新学校図書館図書整備 5 か年計画 策定		
平成 25 年 4 月			第四次東大和市基本計画策定 東大和市子ども読書活動推進計画策定

東大和市子ども読書活動推進計画  
平成 25 年度～平成 29 年度

発 行 平成 25 年 3 月  
東大和市教育委員会

編 集 東大和市立図書館  
〒207-8585  
東京都東大和市中心 3 丁目 9 3 0 番地  
電 話 042 (564) 2454  
FAX 042 (564) 2425